

評価案の作成について

1 期間評価と年度評価の相違点

	期間（終了時見込）評価	年度評価
評価の内容	<u>目標の達成状況</u>	<u>計画の実施状況</u>
評価の構成	全体評価、大項目別評価（4項目）	全体評価、大項目別評価（4項目）、 <u>小項目別評価（29項目）</u>
評価報告書の体裁	評価結果を記載	評価結果及び <u>実績</u> を記載
5段階評価案	各委員の評価結果に基づき付与	各委員の評価結果に基づき付与
評価コメント	全体評価、 <u>大項目別評価</u>	全体評価、 <u>小項目別評価</u>

2 期間評価の考え方

県が行う期間評価については、以下の理由により、全体評価と大項目別評価による構成となっている。

- ① 期間評価は、業務の全体を総合的に評価することに重点を置いていること。
- ② 小項目別評価は、各年度の年度評価を通して実施されており、期間評価では不要であること。
- ③ 令和8年度は、期間評価と年度評価の双方を実施することから、評価委員の作業負担を軽減すること。

3 評価案の作成手順

説明会実施後に各委員から提出いただく『意見照会票』を参考に、県が評価案を作成する。年度評価案及び期間評価案は、それぞれ別紙1及び別紙2の手順により作成し、岩手県地方独立行政法人評価委員会（8月4日開催予定）において審議いただくもの。

令和 7 事業年度業務実績報告書に係る評価案作成手順

各委員から提出いただく『意見照会票』には、評価コメント及び小項目ごとの5段階評価を記載していただき、以下の手順にて県が評価案を作成する。

1 5段階評価の付与（参考）

(1) 項目別評価（小項目）

- 小項目ごとに、評価を点数化し、その平均値で評価を付与

各委員の評価を、AA：5点、A：4点、B：3点、C：2点、D：1として点数化し、その平均値により5段階評価を付与

$$5 \geq AA > 4.5, 4.5 \geq A > 3.5, 3.5 \geq B > 2.5, 2.5 \geq C > 1.5, 1.5 \geq D \geq 1$$

(2) 項目別評価（大項目）

- (1)で付与した各小項目の評価を点数化し、その平均値で評価を付与

各小項目の評価を、AA：5点、A：4点、B：3点、C：2点、D：1として点数化し、その平均値により5段階評価を付与

$$5 \geq AA > 4.5, 4.5 \geq A > 3.5, 3.5 \geq B > 2.5, 2.5 \geq C > 1.5, 1.5 \geq D \geq 1$$

(3) 全体評価（総合評価）

- (2)の評価を点数化し、大項目に含まれる小項目数に応じた加重平均値により評価を付与

全体評価（大項目）の5段階評価を点数化し、①～④の全体評価項目に応じた重みづけを行ったうえで、加重平均を算定し、次の基準により1次案の5段階評価を付与する。

※加重比率

全体評価（大項目）	加重比率	参考：小項目数（割合）	
①県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	66%	19	(65.5%)
②業務運営の改善及び効率化に関する事項	17%	5	(17.25%)
③財務内容の改善に関する事項	7%	2	(6.9%)
④その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項	10%	3	(10.35%)
計	100%	29	(100%)

$$5 \geq AA > 4.5, 4.5 \geq A > 3.5, 3.5 \geq B > 2.5, 2.5 \geq C > 1.5, 1.5 \geq D \geq 1$$

2 総合評価コメント

「意見照会票」により、各委員から総括的なコメントを記載していただき、県で取りまとめる。

第 4 期中期目標期間業務実績報告書に係る評価案作成手順

各委員から提出いただく『意見照会票』には、評価コメント及び大項目ごとの 5 段階評価を記載していただき、以下の手順にて県が評価案を作成する。

1 県の 5 段階評価案の付与方法（参考）

(1) 項目別評価（大項目）

- 各委員の評価を、大項目ごとに点数化し、その平均値で評価を付与

各委員の評価を、AA:5点、A:4点、B:3点、C:2点、D:1として点数化し、その平均値により 5 段階評価を付与

$$5 \geq AA > 4.5, 4.5 \geq A > 3.5, 3.5 \geq B > 2.5, 2.5 \geq C > 1.5, 1.5 \geq D \geq 1$$

(2) 全体評価（総合評価）

- (1)で付与した各大項目の評価を点数化し、大項目に含まれる小項目数に応じた加重平均値により評価を付与

全体評価（大項目）の 5 段階評価を点数化し、①～④の全体評価項目に応じた重みづけを行ったうえで、加重平均を算定し、次の基準により 1 次案の 5 段階評価を付与する。

※加重比率

全体評価（大項目）	加重比率	参考：小項目数（割合）	
①県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	66%	19	(65.5%)
②業務運営の改善及び効率化に関する事項	17%	5	(17.25%)
③財務内容の改善に関する事項	7%	2	(6.9%)
④その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項	10%	3	(10.35%)
計	100%	29	(100%)

$$5 \geq AA > 4.5, 4.5 \geq A > 3.5, 3.5 \geq B > 2.5, 2.5 \geq C > 1.5, 1.5 \geq D \geq 1$$

2 評価コメントの作成方法

- 各委員から意見照会票により提出いただいた全体評価コメントは、県で取りまとめ、評価報告書案の全体コメントとして記載する。
- 各委員から意見照会票により提出いただいた大項目ごとのコメントは、県で取りまとめ、評価報告書案の大項目コメントとして記載する。